

○厚生労働省令第十七号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行に伴い、並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十日

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十九条」を「第四十一条」に、「第三十九条の二」を「第四十二条」に、「第四十条」を「第四十三条」に改める。

第一条の二の三中「幼稚園」の下に、「以下「幼稚園」という。」を加え、「就学前保育等推進法」を「認定こども園法」に、「第七条第一項」を「第二条第六項」に、「その他」を「保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。その他」に改める。

第一条の七第二号中「及び保育」の下に「法第六条の三第七項に規定する保育をいう。以下同じ。」を加える。

第一条の八中「保育所」の下に、「幼稚園、認定こども園」を加える。
第一条の三十二中「第六条の三第九項」を「第六条の三第九項第一号」に改め、「者は、」の下に「市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。を修了した)」を加える。

第一条の三十二の二 法第六条の三第十二項第一号八に規定する厚生労働省令で定める組合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 全国健康保険協会
- 二 健康保険組合
- 三 健康保険組合連合会
- 四 国民健康保険組合
- 五 国民健康保険団体連合会
- 六 国家公務員共済組合
- 七 国家公務員共済組合連合会
- 八 地方公務員共済組合
- 九 全国市町村職員共済組合連合会
- 十 地方公務員共済組合連合会
- 十一 日本私立学校振興・共済事業団
- 十二 その他前各号に掲げる組合に相当するもの

法第六条の三第十二項第一号八に規定する厚生労働省令で定める者は、前項各号に掲げる組合の構成員とする。

第一条の三十二の三 法第六条の三第十三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ)の用に供する施設、児童の居宅その他保育を適切に行うことができる施設とする。

第一条の三十二の四 法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業は、同項各号に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と同項に規定する援助希望者からなる会員組織を設立し、当該会員組織に係る業務の実施、援助を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行うことにより、地域における育児に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うもの(市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。)とする。

第六条の七第二項中「同法」を「法」に、「第三十四条の十七第二項」を「第三十四条の十八の第二項」に改める。
第六条の十一第一項中「翌年及び翌々年」を「当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度まで」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に限り当該科目の受験を延長して免除することができる。

免除の期間を延長することができる者	延長することができる期間
当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までの間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、児童の保育又は法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育に直接従事する職員として一年以上かつ千四百四十時間以上勤務した経験を有する者	一年間
当該科目に合格した日の属する年度から起算して三年度を経過した年度までの間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、児童の保育又は法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育に直接従事する職員として一年以上かつ千八百八十時間以上勤務した経験を有する者	二年間

第七条の九第三項中「第七号から第十一号まで」を「第六号から第十一号まで」に改める。
第七条の二十八第一項中「第十九条の六条第一項」を「第十九条の六第一項」に改める。
第十八条の三十二第一項第二号中「この条において」を削る。
第十九条を次のように改める。

第十九条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。
一 法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
二 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十条中「第二十一条の十四第二項」の下に、「第三十四条の八の三第二項、第三十四条の十七第二項及び第五十六条の八第八項」を加える。
第二十四条を次のように改める。
第二十四条 市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合(法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。

第二十四条の二から第二十五条を削り、第二十五条の二を第二十五条とし、第二十五条の二の二を第二十五条の二とする。
第三十六条中「保育の実施等」を「助産の実施、母子保護の実施」に改める。
第三十六条の三十二の次に次の二条を加える。
第三十六条の三十二の二 法第三十四条の八第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 定款その他の基本約款
- 四 運営規程
- 五 職員の定数及び職務の内容

- 六 主な職員の氏名及び経歴
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

法第三十四条の八第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の三 法第三十四条の八第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- 第三十六条の三十五及び第三十六条の三十六を次のように改める。
- 第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。） 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じ、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じ、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用して乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。八ただし書において同じ。）であること。ただし、当該職員は、二人を下ることはできないこと。

ハ ロに規定する職員は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、当該一般型一時預かり事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができるときは、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員（保育士に限る。）を一人とすることができること。

ニ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。ホ 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。次号ホにおいて同じ。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の有する設備を備えること。

二 幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。） 次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じ、必要な設備（調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じ、当該幼児の処遇を行う職員として保育士、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

ハ ロに規定する職員は、専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事するものでなければならないこと。ただし、当該幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されている場合であつて、当該幼稚園型一時預かり事業を行うに当たつて当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者に限る。）による支援を受けることができるときは、専ら当該幼稚園型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。

- 二 次に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次に定めるものにより準じ、事業を実施すること。
 - (1) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項
 - (2) 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

ホ 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の有する設備を備えること。

三 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数の乳幼児を対象として一時預かり事業を行うとき次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものにより準じ、事業を実施すること。

イ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

ロ 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第三十二条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

ハ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

ニ 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

四 乳幼児の居宅において一時預かり事業を行う場合 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（居宅訪問型保育事業に係るものに限る。）に準じ、事業を実施すること。

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を具し、これを市町村長に申請しなければならない。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 事業の運営についての重要事項に関する規程
- 四 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 五 収支予算書
- 六 事業開始の予定年月日

前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 家庭的保育事業等を行おうとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類
- 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならぬ。
法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たたる幹部職員を変更しようとするときは、市町村長にあらかじめ届け出なければならぬ。
第三十六条の三六の次に次の四号を加える。

第三十六条の三六の二 法第三十四条の十五第三項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととするが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を確認した結果、当該家庭的保育事業等を行う者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

前項の規定は、法第三十四条の十五第三項第四号ホただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。
第三十六条の三六の三 法第三十四条の十五第三項第四号ホに規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）の親会社等（次項及び第四項第一号において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の役員に占めるその役員割合が二分の一を超える者
- 二 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- 三 申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 四 申請者の事業の方針の決定に關して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を實質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
一 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
二 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
三 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
四 事業の方針の決定に關する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者がその事業を實質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
- 二 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 三 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 四 事業の方針の決定に關する申請者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に關与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に關与している者であること。
- 二 法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五條第四項の認可を受けた者、認定ことも園法第三條第一項若しくは第二項の認定を受けた者又は認定ことも園法第十七條第一項の認可を受けた者であること。
- 三 家庭的保育事業等を行つてきた者又は保育所を設置していた者であること。

第三十六条の三六の四 法第三十四条の十五第三項第四号トの規定による通知をするときは、法第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。
第三十六条の三六の五 法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一條第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一條第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七條の五において同じ。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三條第三項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七條の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三條第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備しようとするものを含む。）に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九條第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数（申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九條第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認められる場合とする。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。
一 廃止又は休止の理由
二 現に保育を受けている児童に対する措置
三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分
四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間
前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。
第三十六条の三十八 法第三十四条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
 - 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 職員の数及び職務の内容
 - 五 主たる職員の氏名及び経歴
 - 六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
 - 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
 - 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 九 事業開始の予定年月日
- 法第三十四条の十八第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十九 法第三十四条の十八第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止又は休止の理由
 - 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
 - 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 第三十七条第一項第三号中「方法」の下に「保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程」を加える。

第三十七条の次に次の四条を加える。

第三十七条の二 法第三十五条第五項第四号ただし書の厚生労働省令で定める同号二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事が法第四十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該保育所の設置者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していることと認められない場合に係るものとする。

前項の規定は、法第三十五条第五項第四号ただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第三十七条の三 法第三十五条第五項第四号トの規定による通知をするときは、法第四十六条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十七条の四 法第三十五条第五項の規定による協議は、第三十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を市町村長に提出してするものとする。

第三十七条の五 法第三十五条第八項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、保育所に関する同条第四項の認可の申請に係る当該保育所の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この条において同じ。)における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の総数(当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請施設事業開始年度」という。)に係るものであつて、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係るものに限る。)が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係るものに限る。)に既に達している場合又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認める場合とする。

第三十八条第一項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改め、同条第二項中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改める。

第四十条から第四十二条までを削り、第三十九条の二を第四十二条とし、第三章中第三十九条の次に次の二条を加える。

- 一 市町村整備計画(法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画をいう。以下この条において同じ。)の名称
- 二 市町村整備計画の区域
- 三 市町村整備計画に基づく事業に要する費用の額

四 市町村整備計画交付金(法第五十六条の四の二第二項の交付金をいう。次号及び次条において同じ。)の額の算定のために必要な事項として厚生労働大臣が定めるもの

五 その他市町村整備計画交付金の交付に関し厚生労働大臣が必要と認める事項

第四十一条 市町村整備計画交付金は、別に厚生労働大臣が定める交付方法に従い、予算の範囲内で交付する。

第四十九条の二第一号イ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主からの委託を」事業主から委託に改め、「受けて当該」の下に「事業主が雇用する」を加え、同号ロ中「労働者の」の下に「監護する」を加え、「当該事業主団体からの委託を受けて当該」を「事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する」に改め、同号ハ中「地方公務員等共済組合法に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める」を「第一条の三十二の二第一項に規定する」に、「がその」を「(以下ハにおいて「組合等」という。)が当該組合等の」に改め、「構成員の」の下に「監護する」を加え、「当該組合等からの委託を受けて当該」を「組合等から委託を受けて組合等の」に改め、同号ニ中「顧客の」の下に「監護する」を加え、同号ヘ中「保育所以外の」を削り、同号に次のように加える。

ト 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数を

第四十九条の二第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「学校教育法に規定する」を削り、同号を同条第三号とする。

第五十条の二の表第七条の二十の項中「および」を「及び」に改め、同表第三十六条の三十一第二項第三十六条の三十三第二項第三十六條の三十三第二項第三十六條の三十八第二項に改める。

第五十条の三の表第十條第一項第十一條第十五條第十六條第三十六條の三十一第二項の項中「第三十六條の三十一第二項」を「第三十六條の三十三第二項」に改める。

第五十一条の二の表第十條第一項第十一條第十五條第十六條第三十六條の三十一第二項の項中「第三十六條の三十一第二項」を「第三十六條の三十三第二項」に改める。

第五十二条の二の表第十條第一項第十一條第十五條第十六條第三十六條の三十一第二項の項中「第三十六條の三十一第二項」を「第三十六條の三十三第二項」に改める。

第五十六条 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時的に事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

- 一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けるよう努めること。
- 二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士又は市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者を置くこと。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。
- 三 前号に規定する職員のうち一人以上は、豊富な経験を有する保育士であること。
- 四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。
- 五 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるよう努めること。

第五十七条 平成二十八年三月三十一日までの間は、法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設に係る第四十九条の二の規定の適用については、同条第一号中「五人」とあるのは、五人（都道府県が必要と認める場合にあつては、当該都道府県における法第六条の三第十一項に規定する業務の実施状況その他の事情を勘案して当該都道府県が定める数）とする。

児童福祉法（抄）

第十八条の十六 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の五 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十四 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④ (略)

第三十四条の十八の二 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④ (略)

第十三号様式中「第廿九条」を「第廿九条」に改める。

第十三号の三様式表中「第二十一条の十四第一項」の下に「第三十四条の八の三第一項、第三十四条の十七第一項及び第五十六条の八第七項」を加え、同様式裏を次のように改める。

児童福祉法（抄）

第十八条の十六 (略)

② 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の十四 市町村長は、第二十一条の十一第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

児童福祉法（抄）

第三十四条の八の三 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④ (略)

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④ (略)

第五十六条の八 (略)

②③④ (略)

⑦ 市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携型保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑧ 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

⑨⑩ (略)

第十四号様式裏及び第十五号様式裏中「第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務」を「第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務」に改め、「第三十五条第三項の届出」の下に「若しくは認定こども園法第十六条の届出」を加え、「同条第四項」を「第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項」に改め、「児童福祉施設の設置者」の下に「若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、第七条の九、第七条の二十八及び第十三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(様式の経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。